

議案第 42 号

海老名市市税条例の全部改正について

海老名市市税条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

条例の構成を見直して、地方税法その他の関係法令との関係を明確にし、住民にとってより理解しやすいものとしたいため

海老名市市税条例

海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第16条）

第2章 普通税

第1節 市民税（第17条—第28条）

第2節 固定資産税（第29条—第38条）

第3節 軽自動車税（第39条—第46条）

第4節 市たばこ税（第47条）

第5節 特別土地保有税（第48条）

第3章 目的税

第1節 都市計画税（第49条—第51条）

第2節 入湯税（第52条—第56条）

第4章 雜則（第57条）

第5章 罰則（第58条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について必要な事項を定める。

（法等の適用）

第2条 この条例に定めるものほか、市税の賦課徴収については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（税目）

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画税
- (2) 入湯税
- (納税管理人)

第4条 市民税、固定資産税又は特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて同日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税、固定資産税又は特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若

しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第6条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とす

る。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）。
- (6) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 当該徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みがわかる書類
- (4) 当該徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「施行令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第7条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第8条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る金額を当該換価の猶予又は換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第5条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第6条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第6条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第6条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第6条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第9条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 猶予期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

(公示送達)

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、海老名市公告式条例（昭和30年条例第3号）に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(災害等による期限の延長)

第11条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない事由により、納税者又は特別徴収義務者が法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類（審査請求に関するものを除く。）の提出又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）に関する期限までに当該申告等をすることができないと認めるときは、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長することができる。

2 市長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、前項の規定の適用がある場合を除き、当該事由の消滅した日から60日（特別徴収義務者については、30日）以内において、申告等に関する期限を延長することができる。

3 前項の規定により申告等に関する期限の延長を受けようとする者は、同項に規定する事由が消滅した後、その事由を記載した申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(課税漏れ等に係る市税の取扱い)

第12条 市長は、課税漏れに係る市税又は偽りその他不正の行為により免れた市税があることを発見した場合には、課税すべき年度（法人の市民税にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在）の税率によってその全額を直ちに賦課徴収するものとする。

(督促)

第13条　納税者又は特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合における督促状の発付は、納期限後30日以内とする。

（納税証明事項）

第14条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合に適用する。

（納税証明書の交付手数料）

第15条　法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料は、海老名市手数料条例（昭和40年条例第6号）に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については、交付手数料を徴収しない。

（海老名市行政手続条例の適用除外）

第16条　海老名市行政手続条例（平成9年条例第23号）第3条に定めるものほか、この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、海老名市行政手続条例第2章（第7条を除く。）及び第3章（第13条を除く。）の規定は、適用しない。

2　海老名市行政手続条例第3条又は第33条第4項に定めるものほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

第2章 普通税

第1節 市民税

（個人の均等割の非課税の範囲）

第17条　法第295条第3項の規定により均等割を課すことができない者に係る前年の合計所得金額は、32万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額）とする。

(個人の均等割の税率)

第18条 個人の均等割の税率は、3,000円とする。

(法人の均等割の税率)

第19条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

| 法 人 の 区 分 | 税 率 |
|---|-------|
| <p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項の公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課すことができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）をいう。）</p> <p>ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5</p> | 年額5万円 |

| | |
|---|---------------|
| <p>に規定する資本金等の額をいう。以下この条において同じ。) を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この条において同じ。) で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。）の数の合計数（以下この条において「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの</p> | |
| <p>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> | <p>年額12万円</p> |
| <p>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p> | <p>年額13万円</p> |
| <p>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> | <p>年額15万円</p> |
| <p>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</p> | <p>年額16万円</p> |
| <p>(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</p> | <p>年額40万円</p> |
| <p>(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10</p> | |

| | |
|---|---------|
| 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの | 年額41万円 |
| (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超える50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額175万円 |
| (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの | 年額300万円 |

2 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（所得割の税率）

第20条 所得割の税率は、100分の6とする。

（法人税割の税率）

第21条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

（法人の市民税の課税の特例）

第22条 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

（1） 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人及び保険業法に規定する相互会社 12.1分の1.2

（2） 資本金等の額が1億円未満である法人 12.1分の2.4

2 前項の資本金等の額は、前条の規定により法人税割を課する日現在の資本金等の額による。

(寄附金税額控除の対象とする寄附金)

第23条 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下この項において「寄附金」という。）のうち、県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金とする。

2 法第314条の7第1項第4号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものは、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成27年条例第35号）に定める特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同条例で定める期間内に支出されたものに限る。）とする。

(市民税の申告等)

第24条 市長は、市民税の賦課徴収について必要と認める場合においては、法第294条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同法第226条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

2 市長は、市民税の賦課徴収について必要と認める場合においては、法第294条第1項第2号に該当する者に、3月15日までに、賦課期日現在において市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

3 市長は、市民税の賦課徴収について必要と認める場合においては、新たに法第294条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、その該当することとなった日から1月（新たに事業を開始した場合は、2月）以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事

業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税の納期）

第25条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 10月1日から同月末日まで

第4期 翌年1月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（給与所得者の個人の市民税の特別徴収）

第26条 紹与所得に係る個人の市民税を特別徴収により徴収される納税義務者が、その前年中の所得に当該特別徴収の対象となる紹与所得以外の所得がある場合において市長がその必要を認めたときは、当該紹与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収すべき紹与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収することができる。ただし、申告書に紹与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

2 法第321条の3第1項に規定する紹与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項の規定中「紹与所得以外」とあるのは、「紹与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

（紹与所得に係る特別徴収義務者等の指定等）

第27条 紙与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において法第321条の3第1項の納税義務者に対して紙与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において紙与の支払をする者を含む。以下この項において同じ。）で所得税法第183条第1項の規定によって紙与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者とし、法第321条の4第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該紙与所得者に対して新たに紙与の支払をする者となった者とする。

- 2 前項の場合において、同一の納税義務者に対して紙与の支払をする者が2以上ある場合における特別徴収義務者は、これらの支払をする者のうち主たる紙与の支払をしているもの又は市長の定めるものとする。
- 3 法第328条の規定により課する所得割（以下この項において「分離課税に係る所得割」という。）の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの及び他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。）とする。

（市民税の減免）

第28条 市長は、次に掲げるいずれかに該当する者のうち、必要があると認めるものに対して、申請により市民税を減免することができる。

- （1） 災害その他特別の事情がある者
- （2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者
- （3） 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- （4） 学生又は生徒
- （5） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第4

9号) 第2条第1号に規定する公益社団法人、同条第2号に規定する公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、収益事業を行わないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認める者

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は居所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）

(2) 期別、納期限及び税額

(3) 法人税額の課税標準又は均等割額の算定期間

(4) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第2節 固定資産税

(固定資産税の非課税等の申告義務)

第29条 法第348条第2項各号に掲げる固定資産について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、同項各号に掲げる固定資産が当該固定資産の使用者の所有に属しないものであるときは、当該固定資産を当該使用者に無料で使用させていることを証する書面を添付しなければならない。

2 前項の規定により提出した申告書に係る固定資産で法第348条第2項本文の規定の適用を受けているものについて、当該固定資産の用途に供しないこととなった場合又は無料で使用させた固定資産を有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第30条 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に附合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この条において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

（固定資産税の税率）

第31条 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

（区分所有に係る家屋の補正の方法の申出）

第32条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

（1） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の個人番号に限る。次条第1項第1号及び第2項第1号、第35条第2項第1号、第36条第1項第1号、第37条第1項第1号、第48条第2項第1号並びに附則第12条第1号及び第13条第1号において同じ。）又は法人番号（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（2） 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

（3） 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第14条第1項から第3項までの規定による割合

（4） 補正の方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものであることを証する書類を添付しなければならない。

(共用土地に係る固定資産税額の按分の申出)

第33条 法第352条の2第5項の規定による固定資産税額の按分の申出は、同条第1項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 共用土地の所在、地番、地目、地積及びその用途
- (3) 共用土地に係る区分所有に係る家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及びその用途
- (4) 各共用土地納税義務者の住所及び氏名、各共用土地納税義務者の共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合
- (5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第37条において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第37条において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第37条において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第37条において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（

第37条において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第37条において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目、地積及びその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。)の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造、床面積及びその用途
- (4) 特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第37条第1項第4号において同じ。)の発生した日時及びその詳細
- (5) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 前3項の申出書には、当該申出が当該共用土地納税義務者又は特定被災共用土地納税義務者（前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあっては、特定仮換地等納税義務者）全員の合意に基づくものであることを証する書類を添付しなければならない。

（固定資産税の納期）

第34条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月末日まで

第2期 7月1日から同月末日まで

第3期 9月1日から同月末日まで

第4期 12月1日から同月25日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（固定資産税の減免）

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産を所有する者のうち、必要があると認めるものに対して、申請により固定資産税を減免することができる。

（1）貧困により公私の扶助を受けている者の所有する固定資産

（2）公益のため直接専用する固定資産（有料で使用する固定資産を除く。）

（3）災害により価値を減じた固定資産

（4）その他特別の事由があると市長が認める固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（2）土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積

（3）家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

（4）償却資産にあっては、その所在、種類及び数量

(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(住宅用地の申告)

第36条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 住宅用地の所在及び地積

(3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数（法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。）

(4) その他市長が固定資産税の賦課徵収に關し必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、その旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第37条 法第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌

年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が施行令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。)の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積
- (3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細
- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌

年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。
(固定資産評価審査委員会の委員の定数)

第38条 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の課税免除)

第39条 次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 商品であって使用しない軽自動車
- (2) 商品の原動機付自転車であって、第46条第1項に規定する標識を表示して使用するもの

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第40条 法第443条第2項に規定する日本赤十字社が所有する軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。)のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので条例で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 巡回診察又は患者の輸送の用に供する軽自動車等
- (2) 血液事業の用に供する軽自動車等
- (3) 救護資材の運搬の用に供する軽自動車等

(軽自動車税の税率)

第41条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの

年額 2,000円

| | |
|--|-----------|
| ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの | 年額 2,400円 |
| エ 3輪以上のもの（施行規則第15条の8で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの | 年額 3,700円 |

（2） 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

| | |
|-------------------|------------|
| 2輪のもの（側車付のものを含む。） | 年額 3,600円 |
| 3輪のもの | 年額 3,900円 |
| 4輪以上のもの | |
| 乗用のもの | |
| 営業用 | 年額 6,900円 |
| 自家用 | 年額 10,800円 |
| 貨物用のもの | |
| 営業用 | 年額 3,800円 |
| 自家用 | 年額 5,000円 |

イ 小型特殊自動車

| | |
|----------|-----------|
| 農耕作業用のもの | 年額 2,000円 |
| その他のもの | 年額 5,900円 |

（3） 2輪の小型自動車

（軽自動車税の納期）

第42条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月末日までとする。

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（軽自動車税に関する申告又は報告）

第43条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつ

た日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じ、その者の住所を証明すべき書類の提示を求めることができる。

2 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定による申告事項に変更があった場合（前項に規定する場合を除く。）においては、その理由が生じた日から 15 日以内に第 1 項に規定する申告書を市長に提出しなければならない。

4 法第 442 条の 2 第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から 15 日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の買主の氏名及び住所若しくは居所（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 軽自動車等の所有権を買主へ移転する旨の通知の発送の有無
- (4) 軽自動車等の占有の有無
- (5) その他必要とする事項
(軽自動車税の減免)

第 44 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

(4) その他特別の事由があると市長が認める軽自動車等

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 軽自動車等の主たる定置場の所在地

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び第55条第1号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3) 軽自動車等の種別、車名、形状、型式、用途及び車体番号

(4) 原動機の総排気量又は定格出力

(5) 車両番号又は標識番号

(6) 減免を受けようとする事由

(7) その他市長が必要と認める事項

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほか、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和3

8年法律第168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで生活する者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を市長に提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 当該身体障害者等の住所、氏名及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件

4 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、市長に対し、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をしなければならない。

5 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(原動機付自転車等の標識の交付等)

第45条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下「原動機付自転車等」という。)に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第43条第1項

の申告書を提出する際、当該原動機付自転車等の提示（市長が当該原動機付自転車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。第3項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

- 2 新たに原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者のうち、既に前項の標識の交付を受けた原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となったものに対しては、同項の規定にかかわらず、当該交付を受けた標識を同項の規定により交付した標識とみなし、新たな標識は、交付しない。
- 3 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定により軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、当該標識番号その他原動機付自転車等に係る事項を記載した証明書を交付し、第2項の規定による場合においては、同項の規定により交付したものとみなす標識の標識番号その他原動機付自転車等に係る事項を記載した証明書を交付するものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定により交付を受けた標識は、次項又は第7項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車等の車体の見やすい箇所に常に取り付けておかなければならない。
- 6 第1項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第43条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて当該標識及び証明書を返納しなければならない。
- 7 第3項の標識及び第4項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在したこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有

し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に、当該標識及び証明書を市長に返納しなければならない。

8 第 1 項又は第 3 項の規定により標識の交付を受けた者（既に第 1 項の標識の交付を受けた原動機付自転車等に係る軽自動車等の所有者等となった者を含む。次項において同じ。）は、当該標識をき損し、亡失し、又は摩滅したときは直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失によるものであるときは、弁償金として 200 円を納付しなければならない。

9 第 1 項又は第 3 項の規定により標識の交付を受けた者は、当該標識を譲渡し、貸し付け、又は不正に使用してはならない。

（原動機付自転車の試乗用標識の交付等）

第 46 条 原動機付自転車の販売業者が商品である原動機付自転車の車体試験を行うため、その販売業者が自ら試乗し、又は他人に試乗させるときは、その車体の見やすい箇所に原動機付自転車試乗用標識（以下「試乗用標識」という。）を取り付けなければならない。

2 試乗用標識は、市内に事業所を有する原動機付自転車の販売業者に対し、1 事業所に 1 枚貸与する。

3 試乗用標識の有効期間は、交付の日からその交付の日の属する年度の末日までとする。

4 試乗用標識の交付を受けようとする者は、原動機付自転車の販売業を営むことを証する書類を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

5 市長は、試乗用標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

6 試乗用標識の交付を受けようとする者は、試乗用標識 1 枚につき 500 円を納付しなければならない。

7 試乗用標識の交付を受けた者は、当該交付を受けた試乗用標識を譲渡し、貸し付

け、又は不正に使用してはならない。

8 試乗用標識が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該標識は、その効力を失う。

- (1) 試乗用標識の有効期間が満了したとき。
- (2) 試乗用標識の交付を受けた者が原動機付自転車の販売業者でなくなったとき。
- (3) 試乗用標識を原動機付自転車の車体試験以外のために使用したとき。
- (4) 試乗用標識をき損し、亡失し、又は摩滅したとき。
- (5) 前項の規定による不正使用をしたとき。

9 試乗用標識の交付を受けた者は、試乗用標識が無効又は不用になった場合は、直ちに試乗用標識及び交付を受けた証明書を返納しなければならない。

10 試乗用標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、亡失し、又は摩滅したときは直ちにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失によるものであるときは、弁償金として200円を納めなければならない。

第4節 市たばこ税

(市たばこ税の普通徴収の手続)

第47条 法第472条ただし書の規定により市たばこ税を普通徴収の方法により徴収する場合においては、法第466条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、市たばこ税の納税通知書を交付する。

2 前項の場合における市たばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

第5節 特別土地保有税

(特別土地保有税の減免)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち必要と認めるものについては、当該所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 災害により価値を減じた土地

(3) その他特別の事由があると認められる土地

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目、地積、取得年月日及び取得価額並びに税額

(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第3章 目的税

第1節 都市計画税

(都市計画税の納税義務者)

第49条 都市計画税は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する。

(都市計画税の税率)

第50条 都市計画税の税率は、100分の0.2とする。

(都市計画税の賦課徴収)

第51条 前2条に定めるもののほか、都市計画税の納期その他賦課徴収については、固定資産税の例による。

第2節 入湯税

(入湯税の課税免除)

第52条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 年齢12歳未満の者

- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 入湯料金が1,200円以下の鉱泉浴場に入湯する者
- (4) 地震等の災害が発生した場合において鉱泉浴場を一般公衆浴場として利用する被災者
- (5) その他市長が必要と認める者

(入湯税の税率)

第53条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

(入湯税の特別徴収の手続)

第54条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

- 2 前項に規定する特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。
- 3 第1項に規定する特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る入湯客数、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第55条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。その申告した事項に異動があった場合は、速やかにその旨を申告しなければならない。

- (1) 鉱泉浴場を経営しようとする者の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び代表者の氏名並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は主たる事務所の所在地並びに氏名又は名称及び代表者の氏名）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第56条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳

簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日の属する月の翌月の末日から3年間これを保存しなければならない。

第4章 雜則

(委任)

第57条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項、第24条第2項若しくは第3項、第36条又は法第383条の規定により申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった者

(2) 法第317条の2第1項若しくは第3項又は法第328条の7第1項の規定により提出すべき申告書について、正当な理由がなくて提出をしなかった者

(3) 第43条第1項から第4項までの規定により提出すべき申告書又は報告書について、正当な理由がなくて提出をしなかった者

(4) 法第473条第1項又は第2項の規定により提出すべき申告書について、当該各項に規定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出をしなかった者

(5) 法第599条第1項の規定により提出すべき申告書について、同項各号に規定する申告書の提出期限までに正当な理由がなくて提出をしなかった者

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の規定により過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(海老名市都市計画税条例の廃止)

第2条 海老名市都市計画税条例（昭和35年条例第3号）は、廃止する。

(旧条例の改正に伴う経過措置)

第3条 改正前の海老名市市税条例（以下「旧条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった市税については、なお従前の例による。

2 廃止前の海老名市都市計画税条例の規定により課した、又は課すべきであった都市計画税については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の日前に旧条例の規定によつてした承認、指定、申告、申請、届出その他の処分又は手続であつて、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分又は手続とみなす。

(海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第5条 海老名市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和30年条例第13号」を「平成29年条例第 号」に改める。

第4条中「第73条」を「第41条」に改める。

(地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正)

第6条 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

この条例中「昭和30年条例第13号」を「平成29年条例第 号」に、「第33条の8第3項」を「第23条第2項」に改める。

(海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正)

第7条 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第29条中「昭和30年条例第13号」を「平成29年条例第 号」に改める。

(海老名市企業立地促進条例の一部改正)

第8条 海老名市企業立地促進条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「昭和30年条例第13号」を「平成29年条例第 号」に、「第55条及び海老名市都市計画税条例（昭和35年条例第3号）第4条」を「第31条及び第50条」に改め、同条第3項第1号中「第33条の4」を「第21条」に改め、同項第2号中「第33条の7」を「第22条」に、「第33条の4」を「前条」に、「12.1分の2.4」とあるのは「6.05分の1.2」と、「12.1分の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」を「12.1分の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」と、「12.1分の2.4」とあるのは「6.05分の1.2」に改める。

(海老名市市営住宅条例の一部改正)

第9条 海老名市市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「昭和30年条例第13号」を「平成29年条例第 号」に改める。

(防災のための施策に係る個人の市民税の均等割の税率の特例)

第10条 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成30年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率は、第18条の規定にかかわらず、3,500円とする。

(法第349条の3、法附則第15条及び法附則第15条の8の条例で定める割合)

第11条 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 4 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 5 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅等に対して課する固定資産税の減額の手続)

第12条 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

第13条 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の

適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由
(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第41条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第41条第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

2 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第41条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第41条第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

3 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第41条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第41条第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第41条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号

指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第41条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第42条第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。